

今後の対応を話し合った。

2015年1月、再審査請求に基づき口頭審理が、大阪労働局においてテレビ会議システムにより行われた。安全センターは代理人として出席し、「本人は死亡されたが、解剖して肺の臓器の一部が病院に保管されているので、肺組織の分析をしてほしい」旨陳述した。

2015年6月、ご遺族から肺の組織分析の結果報告が届いたとの連絡が入った。それによれば、本人の肺から検出された石綿小体の数値は、石綿肺がんの労災認定基準の5,000本をはるかに超える16,583本が検出された。

そのため、石綿小体計測結果報告を原処分庁である西宮監督署に提出して、「新たな物証が出たので不支給処分を取り消し、早急に労災認定すること」を要求した。しかし、「監督署としては、現時点ではまだ再審査請求の途中なので、関係機関と協議しないといけないのでしばらく時間がほしい」との説明を受けた。

その後8月に「監督署としては、Oさんの事例については、現行の石綿肺がんの労災認定基準を満たしていると判断し、不支給処分を取り消し、労災と認定することにした」との連絡が入った。

石綿肺がんは中皮腫に比べ件数としては2倍以上も発症しているにもかかわらず、労災認定基準が厳しいために不支給処分が続出しており、これを取り消すための裁判が全国各地で行われている。石綿肺がんをめぐる行政訴訟はすべて原告勝訴

の判決が確定し、先日は当センターが支援している丸本裁判でも大阪高裁での勝利判決が確定した(4月号参照)。

これら一連の流れのなかで石綿肺がんの認定基準の見直しが進むことを願うが、今回のOさんの事例からの教訓として、現在石綿肺がんを療養中の方や家族の方には酷な表現でお許し

願いたいが、認定の決め手・物証は被害者の身体の中に残っているということを忘れないでいただきたい。いざというときに慌てないためにも、解剖の有無の意思表示を家族や主治医とのふだんの会話のなかで確認しておくことが大切だということを伝えたいと思う。



(ひょうご労働安全衛生センター)

石綿国賠訴訟3件目が和解

大阪●全国で新たな提訴続く

2014年10月9日の泉南アスベスト訴訟最高裁判決を受けてのアスベスト健康被害に関する国家賠償訴訟は、2015年3月の提訴以来、関西労働者安全センターは4件について支援してきたが、うち3件まで和解が成立した。

2015年7月に最初に和解が成立した五稜石綿(東大阪市:石綿製品製造)元従業員ご遺族の菊池さん、同年9月に成立した藤田工業所(石綿製品加工)元従業員ご遺族の藤田さんに続いて、2016年1月19日に3件目の和解が成立した。昨年6月に提訴した大阪市平野区の第一石綿工業の元従業員に関するケースで、原告の夫である元従業員は、1959年9月から1966年8月までの7年間、アスベスト製品の製造に携わり、2011年8月に悪性中皮腫で亡くなっている。

この事案と同時に提訴した万

年スレートの元従業員については、すでに亡くなっている被災者の石綿ばく露状況をめぐって国は再三求釈明を行い、原告は多大な負担を強いられているもの、おそらく近く和解が成立すると思われる。

全国的な状況については、3月号も参照していただきたい。

昨年11月27日にはひょうご労働安全衛生センターの支援で、神戸地裁に2件が提訴された。原告は、神戸市内の石綿製品製造工場で働いていた現在82歳の元従業員と、西宮市の鉄工所で石綿含有土管の加工作業に従事し、中皮腫で死亡した元従業員の遺族である。兵庫県内では初めての提訴だ。

82歳の元従業員の女性は1962年3月から1967年9月にかけて河原冷熱工業で石綿布団の製造に従事した。2012年1月に

びまん性胸膜肥厚と診断され、2012年4月に神戸西労働基準監督署が労災認定した。現在も療養中である。

河原冷熱については、中皮腫3件、びまん性胸膜肥厚2件、時効救済で肺がん1件、中皮腫1件、石綿肺1件が認定されている。

また、もう一人の元従業員、山村悦三さんは、西宮市の山口鉄工所で1960年1月から1966年3月にかけて石綿含有土管の加工作業や、菱産スレート工場内でモーターの点検・修理作業を行った。土管加工では大阪の藤田工業所と同様、クボタから請け負った製品を加工していたという。山村さんは2013年10月に中皮腫と診断され、翌年4月に73歳で亡くなった。亡くなった後の2014年7月に西宮労働基準監督署が労災認定したが、亡くなる前に「被害を二度と起こさないように国に管理監督を求め、多くの被害者に補償をしてほしい」と話していたという。

菱産スレートつまり現在の三菱セメント建材では、これまでに肺がん2件、中皮腫1件、時効救済で中皮腫1件の計4件が労災認定されている。

さらに12月4日には、ひょうご労働安全衛生センターが支援して、大阪の石綿工場で働き中皮腫で死亡した元従業員についても遺族が国に損害賠償を求めて鹿児島地裁に提訴した。鹿児島地裁での提訴もこの事案が初めてである。

元従業員の前村一巳さんは、農閑期の出稼ぎで1965年から

73年に大阪のカナエ石綿工業で、石綿とガラス繊維を混合したものをプレス機で成型する作業に従事した。2002年10月に中皮腫と診断され、2007年8月に76歳で亡くなった。2006年に茨木労働基準監督署に労災認定された。

カナエ石綿工業については、肺がん1件、中皮腫2件、時効救済で肺がん2件が労災認定されている。

また、アスベスト訴訟弁護団は、今年1月19日にもう1件国賠訴訟を大阪地裁に提訴した。

香川県三豊市の神島化学株式会社詫間工場で1961年から1987年まで石綿保温材の製造に従事し、2005年に中皮腫で亡くなった元従業員のケースで、弁護団に直接相談があった。香川県の石綿工場での被害ケースは初めてである。

提訴報道を受けて被害の掘り

起こしが進むことを期待したい。

提訴のたびに報道され、ホットラインも実施しているものの、全国の安全センターで関わる提訴件数は10件に満たない。アスベスト国賠の対象者は労災の休業補償の対象とならない石綿肺所見を有する方も含まれているため、本来であればもっと関心を引いてもよい。しかし、裁判上の除外期間を迎えている方もあり、なかなかひろがっていない。また、自身の石綿肺が合併症を併発していないという理由で労災の補償にまで至らないと聞かされ、管理区分申請すら行っていない方が多数いると予想される。

このような補償を受けていない被災者を掘り起こしていったら初めて正確なアスベスト被害状況を把握したことになると考えると、今後も力を入れて取り組んでいかなくてはならない。

(関西労働者安全センター)

職業がん等認める判決続く

韓国●肺がん、卵巣がん、連続夜勤

33年間ラドン・石綿を吸入した機関士の肺がんは労災

地下鉄機関士として長期間働き、2015年2月に肺がんが亡くなったHさん(59歳)が、勤労福祉公団から産業災害を認められた。地下鉄機関士のうち肺がんを雇った労働者が労災と認められたのは今回が初めて。

1980年に韓国鉄道公社に入社したHさんは、2013年5月に原発性肺がんの判定を受けるまで機関士として働いた。33年の内3年間は鉄道車両の整備作業をし、その後は中央線と4号線を運行した。整備作業では媒煙(ディーゼル排出物質)と石綿に、地下鉄を運行する過程では